

議長（米澤秋男君） 文化振興課長。

文化振興課長（竹中直昭君） 私の方でいろいろ陶芸館ということで所管しておりますが、実は今考えていますことは、一つは、陶芸館の入館に關しましてですけれども、教職員、加美町の教職員 200人以上いるわけですが、ぜひ子供たちの教育活動に影響を与えるような方策として今考えておりますのは、教職員に対して陶芸館だけではないんですけれども、無料パスポートでぜひ何回も行ってもらうというようなことを一つ考えております。

あと、このたび社長交代したわけですが、私の方で今、陶芸館の入館受付、委託料として支払いしているわけですが、現在直接誘客ということにはならないですけれども、一つの事務室を全く二つに区切っておまして、そういったこともちょっと社長とお話ししまして、ぜひ事務所をもう少し開放的にして、同じ事務をやっているのであるから、もう少しサービスの向上にお互いが努められるように、もうちょっと事務所を少し整理して、オープンな形にしようということ、それからもう一つ、温泉施設の隣にカヤぶき民家あるわけですが、現在は余りというよりほとんど使用されていないわけなんです、できる限りいろいろ文化団体とか、その辺ああいって雰囲気もいいものですから、使いたいという施設あるものですから、そういったところの使用についてもぜひ積極的にやってほしいといったような話は進めております。現在いろいろそういったことで、今後も社長の方針も私ちょっとこの前お話ししたとき、ああいってところで宿泊なんかもさせてみたいなというような、カヤぶき民家ですね。そういったこともちょっと話しておりましたので、できる限り誘客に努めているような、そういったことをいろいろ検討したり、進めているところでございます。

議長（米澤秋男君） 9番。

9番（工藤清悦君） 振興公社、これは薬菜も宮崎もそうなんでしょうけれども、単なる保養施設というような考え方だけでなく、やはり健康増進または保養、それから、産業振興の部分にもかかわっている。もう一つは、宮崎の場合ですと、文化振興にもかかわりがあるということだと思わんですけれども、やはり切り口が単なる保養ということだけでなく、そういう総合的な観点から、この陶芸の里というものをとらえていかないと、なかなか町民のための施設、または加美町を売り出すための施設にはならないのではないかなというふうに思っております。

それぞれセクション、セクション、課なりで担当はあると思うんですけれども、いかに総合力でこういうものを盛り上げていくかという課同士のつながりというものを持っていかないと、独自独自ではなかなか力発揮できないのではないかなというふうに思っています。

ですから、そういう意味で先ほど近藤議員からもお話出たんですけれども、それじゃ、加美町にある振興公社全体の流れをどうするんだというようなことにもかかわってくるわけですが、総合力の中でそれぞれの振興公社を盛り上げていくという、風通しというか目的というか、そういう考えを持っていかないと、町民の理解も得られないのではないかなというふうに思いますので、その辺風通しをよくする方法について、町長、ひとつ今後の検討課題にしていきたいと思いますけれども、その辺についてお考えを伺いたいと思います。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（佐藤澄男君） まさしくそういう方向が今求められているんだろうというふうに思います。よく検討させていただきたいと思います。（「終わります」の声あり）

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第7号平成18年度株式会社陶芸の里宮崎振興公社決算についてを終了いたします。

---

先ほど9番議員の質問に対する答弁の保留がありましたので、やくらい温泉保養センター所長より答弁漏れの説明をいたします。やくらい温泉保養センター所長。

やくらい高原温泉保養センター所長（早坂忠幸君） 温泉保養センター所長です。

先ほど高齢者関係等の金額というお話でございますけれども、報告させていただきます。

薬師の湯関係で高齢者温泉利用券交付事業、それから高齢者温泉入湯助成事業、これは保健福祉課の方でやっている事業ですけれども、二つございます。利用者数が先ほど言いましたとおり、1万8,510人、金額で916万7,950円です。

それから、ウォーターパーク関係では、健康増進事業ということで、5歳から64歳の方と申し上げたんですけれども、利用者数で6,605人、金額で610万9,900円です。以上です。

議長（米澤秋男君） 次に、陶芸の里振興公社の決算についての答弁漏れがありまして、商工観光課長より答弁をいたします。

商工観光課長（伊藤 東君） 商工観光課長です。先ほどはどうも失礼しました。

一條議員の入湯税につきましてお答え申し上げます。

202万4,630円でございます。以上です。

---

日程第5 報告第8号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定につ

いて)

議長(米澤秋男君) それでは、日程第5、報告第8号専決処分した事件の報告について(損害賠償の額の決定について)報告を求めます。町長。

町長(佐藤澄男君) 報告第8号専決処分した事件の報告について御説明申し上げます。

本案件は、平成19年3月23日午前9時5分ごろ、加美町字下野目東田地内において加美町職員が職務上町所有車両を運転中、2台前方を走行していた車両が右折したことから、当該車両の後方を走行していた相手方車両が減速したため、その後方を走行中であった町所有車両が衝突し、相手方車両の後部部分に損傷を与えたもので、過失割合が町100%により、賠償額が11万7,776円と決定いたしました。

そこで、地方自治法第180条第1項の規定により、法律上町の義務に属する交通事故による損害賠償については、30万円を超えない範囲内においてその額を定めること、及びこれに伴う和解に関することは、町長専決事項に当たることから、今回専決処分したものであります。

以上、専決処分した事件の報告といたします。

議長(米澤秋男君) 説明が終わりました。

これにて報告第8号専決処分した事件の報告について(損害賠償の額の決定について)を終了いたします。

---

日程第6 報告第9号 平成18年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書について

議長(米澤秋男君) 日程第6、報告第9号平成18年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。町長。

町長(佐藤澄男君) 報告第9号平成18年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告申し上げます。

本案件は、平成18年度加美町一般会計補正予算(第9号)で繰越明許費の議決をいただいております総務費の後期高齢者医療制度創設準備に係る総合行政情報システム改修事業、農林水産業費の西小野田地区農村振興総合整備統合事業、教育費のカヌーレーシング艇購入事業、災害復旧費の農業施設災害復旧事業、林業施設災害復旧事業及び土木施設災害復旧事業の6事業について、繰越計算書を作成しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

議長(米澤秋男君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。(「なし」の声あり) 質疑なしと認めま

す。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第9号平成18年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終了いたします。

---

日程第7 報告第10号 平成18年度加美町国民健康保険事業特別会計繰越明許費  
繰越計算書について

議長（米澤秋男君） 日程第7、報告第10号平成18年度加美町国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。町長。

町長（佐藤澄男君） 報告第10号平成18年度加美町国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書について報告申し上げます。

本案件は、平成18年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）で繰越明許費の議決をいただいております後期高齢者医療制度創設準備に係る国民健康保険システム改修事業について繰越計算書を作成いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。3番木村哲夫君。

3番（木村哲夫君） 今健康保険税とか、そういった問題があるんですけども、このシステム改修事業ということ自体、申しわけありません。よくわからないので、簡単に結構ですので、御説明をお願いします。

議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（柳川文俊君） 保健福祉課長です。

お答えします。

このシステム改修の中身に入ります前に、後期高齢者制度の概要について申し上げたいと思います。

まず、医療制度改革によりまして、各県、都道府県含まれるわけですが、47都道府県、県単位にそれぞれ保険者を設立しまして、広域連合という形でありますけれども、そこが現在やっている老人保健制度にかわるもの、それが後期高齢者医療制度に伴う今回のシステム改修ということでございます。

それで、宮城県においてもことしの2月に広域連合設立されまして、ただいま準備作業進めておるわけですが、町と広域連合それぞれ担当する事務がありまして、広域連合で保険

料の賦課、そして、町で保険料の徴収をするということでありまして、これに伴いましての今回のシステムの改修ということでございます。

それで、このシステムの改修の中身若干触れさせていただきますが、ただいま介護保険制度では65歳以上、特別徴収、年金から天引きしております。この年金から天引きしている制度がなかなか徴収率がよいということでありまして、この後期高齢者制度におきましても、75歳以上が被保険者になるわけですから、そういった方についても年金から天引きさせていただくということになります。

そこで、この国民健康保険のシステム改修についても65歳以上74歳未満、前期高齢者と言われる方々の中でも高齢者の世帯の部分の徴収率をアップさせようということで、今回国保の関係のシステム改修をするということで、繰越計算書を作成した次第でございます。以上でございます。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第10号平成18年度加美町国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを終了いたします。

---

#### 日程第8 報告第11号 平成18年度加美町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について

議長（米澤秋男君） 日程第8、報告第11号平成18年度加美町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。町長。

町長（佐藤澄男君） 報告第11号平成18年度加美町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について報告申し上げます。

本案件は、平成18年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）で繰越明許費の議決をいただいております後期高齢者医療制度創設準備に係る介護保険システム改修事業について繰越計算書を作成いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第11号平成18年度加美町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書についてを終

いたします。

---

日程第9 報告第12号 平成18年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

議長（米澤秋男君） 日程第9、報告第12号平成18年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。町長。

町長（佐藤澄男君） 報告第12号平成18年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について報告申し上げます。

本案件は、平成18年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第4号）で繰越明許費の議決をいただいております公共下水道整備事業について、繰越計算書を作成しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第12号平成18年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを終了いたします。

---

日程第10 報告第13号 平成18年度加美町水道事業会計予算繰越計算書について

議長（米澤秋男君） 日程第10、報告第13号平成18年度加美町水道事業会計予算繰越計算書について報告を求めます。町長。

町長（佐藤澄男君） 報告第13号平成18年度加美町水道事業会計予算繰越計算書について報告申し上げます。

本案件は、漆沢浄水場内整備工事業について繰越計算書を作成しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第13号平成18年度加美町水道事業会計予算繰越計算書についてを終了いたします。

日程第 1 1 承認第 7 号 専決処分した事件の承認について（宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更について）

日程第 1 2 承認第 8 号 専決処分した事件の承認について（宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更について）

議長（米澤秋男君） お諮りいたします。日程第11、承認第 7 号専決処分した事件の承認について（宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更について）、日程第12、承認第 8 号専決処分した事件の承認について（宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更について）、以上 2 案件は、関連しておりますので、会議規則第36条の規定に基づき、一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、日程第11、承認第 7 号と日程第12、承認第 8 号を一括議題とすることに決しました。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤澄男君） 承認第 7 号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更について及び承認第 8 号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更について、一括して御説明申し上げます。

本案件は、いずれも河南地区衛生処理組合が平成19年 6 月30日限りで解散し、共同で設置している宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会及び同審査会を脱退したことから、地方自治法第 179 条第 1 項により、平成19年 6 月26日付で専決処分したものであります。

その内容は、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会及び同審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少に伴う規約の変更であります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めま

す。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。承認第7号と承認第8号を一括採決といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、承認第7号と承認第8号を一括採決することに決しました。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、承認第7号専決処分した事件の承認について（宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更について）、承認第8号専決処分した事件の承認について（宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更について）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

日程第13 承認第9号 専決処分した事件の承認について（宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更について）

議長（米澤秋男君） 日程第13、承認第9号専決処分した事件の承認について（宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更について）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤澄男君） 承認第9号専決処分した事件の承認について御説明申し上げます。

本案件は、専決した前議案同様、河南地区衛生処理組合が平成19年6月30日限りで解散し、宮城県市町村職員退職手当組合を脱退したことから、地方自治法第179条第1項により、平成19年6月26日付で専決処分したものであります。

その内容は、退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更であります。



よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認第9号専決処分した事件の承認について（宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更について）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、承認第9号専決処分した事件の承認について（宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更について）は原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### 日程第14 議案第66号 加美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議長（米澤秋男君） 日程第14、議案第66号加美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤澄男君） 議案第66号加美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本案件は、厳しい地域経済情勢及び町財政状況にかんがみ、さきの町長選挙公約であり、私町長の給料と期末手当について、平成19年7月から平成23年6月までの4年間20%減額するものであります。

また、副町長についても同時期、同率の減額を行うものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。16番高橋源吉君。

16番（高橋源吉君） 町長は、公約、それから所信表明の中でも聖域なき行政改革、その第一弾として、みずからの給与とそれから特別職の給与を引き下げるということでありますが、町

長のお考えとして、これはあくまでも第一弾であると。町民が一番興味があるところとすれば、我々の報酬なり、あるいは職員の給与、そこまで踏み込むお考えは現時点でお持ちかどうか、お伺いしておきます。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（佐藤澄男君） ただいま16番議員から御質問をいただきました。この厳しい財政状況に立ち向かうという第一弾であるというふうに受けとめてよろしいのかということでございます。第一弾かどうかはわかりませんが、私は議会の席を置かせていただいている中から、この町の将来を考えた場合、この財政の健全化というのは、喫緊の課題であるというふうに認識をしておりました。

したがいまして、私はこの財政を健全化するためのみずからを律する。そして、自分がその決意を示すことによって、町民の皆様にも御理解をいただかなければならない問題があるというふうに考えて、御提案を申し上げた次第でございます。

なお、職員の給与につきましては、既に改正、改定の運びがなされておるということもございまして、今現在私はそこまで踏み込む考えでこの提案をしているわけではないわけでありまして。

また、議会の皆様方の報酬についても私からとやかく言う、そういう筋合いではまだないと。私は、自分がこういうことをみずから示すことによって、町民の皆様方にこの財政事情も一般質問にお答えを申し上げましたとおり、厳しい内容のものはすべて公開をしながら、その思いを共有する、そういう方向を見出していく必要があるということでの御提案でございますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

議長（米澤秋男君） ほかにございせんか。5番吉岡博道君。

5番（吉岡博道君） 今回提案されました条例改正についての提案理由、町長から今お聞きしたわけですが、この条例改正案を提出する場合、特別職等報酬審議会、これを町長は招集できるわけですが、しかも、この改正案を提出する場合は、給料、報酬のあり方を職務内容や責任の重さなどを客観的、そして合理的に審査するために設置されているものでありまして、あらかじめ議会に提案する前に審議会に意見を求めるとなっております。

今回、審議会が開かれたものかどうか。開かれた場合は、どういう意見があったものかお聞きします。

議長（米澤秋男君） 総務課長。

総務課長（今野正晴君） 総務課長、お答えします。

報酬審議会は開いておりません。町長の公約ということで、優先させていただきました。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。10番三浦英典君。

10番（三浦英典君） 選挙公約時点では、町長給与の20%削減が明記されているんですが、副町長あるいは教育長の給与までの削減というふうに決断したのはいつの時点で決断されたものか。

また、それをいつお二方が御了承したものが、ちょっとお聞かせください。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（佐藤澄男君） お答え申し上げます。

選挙の公約というのは、選挙当選をするまでの公約であります。公約は、非常に重いというふうに思っておりますが、その職につかなければ、それは実行できないわけでございます。私は、したがって、マニフェスト等には自分の給与を削減するというにさせていただいたんですが、いろいろその前の段階で講演会の座談会等々においてそういうやりとりがあった中で、これは町長だけのことでないなというふうに思うようになったことは事実であります。いつの時点でということでもありますけれども、町長になってから決断をさせていただいたところでございます。

非常に自分の思いを形にするということの重みも感じながら、この決断をさせていただいたということでございます。御理解をいただきたいと思えます。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。15番尾形 勝君。

15番（尾形 勝君） 大変失礼なことをお聞きするかもしれませんが、総務課長にお聞きします。

町長が選挙中に20%自分の給与をカットすると。そして、今町長がお話ししたとおり、当選したので、三役ということで、同じく20%同じ4年間カットすると。ちなみに、町民は20%カットして、4年間あるいは1年でもいいんですが、4年間でどのくらいの額になるのかなというのが大変町民は関心を持っておりますので、どのくらい20%を金額にしたらどういう額が出てくるのか、ひとつお答え願いたいと思えます。

議長（米澤秋男君） 総務課長。

総務課長（今野正晴君） お答えします。

町長の1年間の給料及び職員手当を合わせてですけれども、272万5,000円の減でございます。それから、副町長が202万1,000円、次の議案ですけれども、教育長が166万1,000円の減で、年間640万円。4年間ですから、4年間で2,563万1,000円ほど減額になります。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。17番一條 寛君。

17番（一條 寛君） 今町長とか副町長の給与、報酬よりも退職金に対する批判の方が強いと思うんですけども、その辺についての考え方といいますか、考えられなかったのかどうかということ、ひとつお伺いしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（佐藤澄男君） 退職金のことについて、財政のことを考えた場合、私の選挙の時点でいろいろ検討した経緯がございました。退職金の問題について、私の支持者からもそういう意見があったことも事実であります。

しかし、退職金となりますと、今の制度でいきますと、1町の町長の退職金は、どう考えても制度的に手のつけられない、そういう制度になっている。宮城県全体の制度ということになっておるわけでございます、そこに踏み込むというのは、一つの町だけのことはできないことであるということになりまして、したがって、みずからの給与を削減するということを選ばせていただいたということでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第66号加美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

本件は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第66号加美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第15 議案第67号 加美町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

議長（米澤秋男君） 日程第15、議案第67号加美町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤澄男君） 議案第67号加美町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案件は、前議案と同様、教育長の給料と期末手当について、町長と同率の20%減額を平成19年7月から平成23年6月まで行うものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第67号加美町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第67号加美町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 日程第16 議案第68号 平成19年度加美町一般会計補正予算（第2号）

議長（米澤秋男君） 日程第16、議案第68号平成19年度加美町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤澄男君） 議案第68号平成19年度加美町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回既定予算に歳入歳出それぞれ4億639万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ125億7,602万3,000円とする補正予算と、債務負担行為の追加及び地方債の追加と変更を行うものであります。

歳入の主なものについては、国庫支出金として小学校施設整備費交付金1,333万3,000円の増、中学校施設整備費交付金2,765万円の増、県支出金として宮城県議会議員選挙費委託金911万4,000円の減、繰入金として老人保健特別会計繰入金2,500万円の増、繰越金6,018万

6,000円の増、諸収入として緑資源機構造林事業受託金 531万 9,000円の増、町債 2億 6,840万円の増などであります。

歳出につきましては、総務費では特別職給与 1,254万 5,000円の減、被災光ケーブル復旧事業 330万円の増、宮崎支所駐車場改良舗装事業 401万 1,000円の増、県議会議員選挙費 911万 5,000円の減、民生費では小野田東保育所及び小野田西保育所の厨房エアコン設置事業 300万 1,000円の増、衛生費では保健センター屋根改修事業 960万円増、農林水産業費では造林事業 1,406万 6,000円の増、商工費では町営駐車場事業特別会計繰出金 759万 5,000円の増、住宅用太陽光発電システム導入助成事業 118万 5,000円の増、土木費では除雪機械購入事業 1,600万円の増、道路新設改良事業 2億 150万円の増、教育費では特別職給与 153万 2,000円の減、西小野田小学校プール改修事業 2,003万 6,000円の増、中新田中学校体育館大規模改修事業 8,221万 1,000円の増、災害復旧費では土木施設災害復旧事業 654万 2,000円の増などのほか、予備費を 3,038万 2,000円増額するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。12番近藤義次君。

12番（近藤義次君） 社会体育費の中で社会教育課長にお尋ねします。

生涯学習施設建設費の中で実施設計委託料 336万円とっていますけれども、この建設計画についてお尋ねいたしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 社会教育課長。

社会教育課長（三浦庄一郎君） 社会教育課長、お答えします。

計画によりますと、平成19年度が実施設計、そして、建物建築が平成20年、21年の2カ年になっております。以上でございます。

議長（米澤秋男君） 12番。

12番（近藤義次君） どの程度の予算額を予定しているわけですか。

議長（米澤秋男君） 社会教育課長。

社会教育課長（三浦庄一郎君） 金額的には建物本体で2億 5,000万円というような金額を予定しております。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。3番木村哲夫君。

3番（木村哲夫君） 関連して、生涯学習施設の関係で御質問します。

加美町総合計画の実施計画書の中に生涯学習センター鉄筋コンクリート2階建て、床面積

1,200平米という記事があります。そして、平成19年1月6日の日刊建設新聞によりますと、1,500平米ということで報道されております。その中身について御説明をお願いします。

議長（米澤秋男君） 社会教育課長。

社会教育課長（三浦庄一郎君） 計画では1,200平米ほどだったんですが、計画審議会でこの報告によりますと、1,500平米という形で出ておった関係で、1,200の当初の計画と審議会での要望した面積が1,500と。その差でございます。300平米は、

議長（米澤秋男君） 3番。

3番（木村哲夫君） そうしますと、実際には1,500平米ということではよろしいのでしょうか。

議長（米澤秋男君） 社会教育課長。

社会教育課長（三浦庄一郎君） 基本設計では1,000平米以内というようなことでお願いをしております。というのは、審議会からの報告の後に、教育長を委員長とするプロジェクト委員会を委嘱しまして、その段階で町長の方から現有施設の利活用も検討しなさいということになりまして、当初要望のあった音楽室の関係、これを今の支所の3階、旧議場にしてはどうかということで、その音楽室、それから大会議室の関係は、支所の3階を利用するようということとで、その面積が若干減額されまして、1,000平米というような形になっています。

議長（米澤秋男君） 3番。

3番（木村哲夫君） 済みません。初めてなので、関連ということで、行政報告について御質問よろしいでしょうか。

議長（米澤秋男君） それは、受け付けておりません。

3番（木村哲夫君） 入札の状況報告というのをを見せていただきました。この中で100%落札が幾つかありますが、特に最後のページの加美町公共下水道公共柵移設工事予定価格.....

議長（米澤秋男君） 3番、それは議案外です。（「わかりました」の声あり）

14番福島久義君。

14番（福島久義君） 15ページの商工費でお尋ねいたします。

エネルギー対策費118万5,000円の増となっております。これは、以前に当初予算で組んでいますけれども、以前に111万6,000円ほどの当初予算ですけれども、当初予算で何戸ぐらいの申し込み数があったのか。

今後の見通しについてお願いをしたいと思います。

さらに、土木費、道路新設改良費1億5,900万円ほど補正を組んでいるようですけれども、この中身ですか、工事箇所をお尋ねしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（米澤秋男君） 商工観光課長。

商工観光課長（伊藤 東君） 商工観光課長、お答えします。

当初は、太陽光発電システム1キロワット5万円、4キロワットくらいでも最高上限が20万円ということで、当初は100万円を見て、5件を予想しておりました。

昨年は、10件で164万6,000円でした、ことしの応募も予算の範囲内で抽選するというような申し込みはとりましたが、何せことしは12件が応募ありました。それで、太陽光発電、エネルギービジョンを平成17年につくりまして、それに基づいて太陽光発電の補助をしておりますので、昨年も全員に補助して、ことし1年目で終わりかということじゃなくて、当初の予算は100万円でしたが、これも政策的なことで、今回補正をお願いして12件、全部で218万5,000円ということで、全員に補助するような形で、今回の補正をお願いしたところでございます。以上です。

議長（米澤秋男君） 建設課長。

建設課長（佐々木幸輝君） 建設課長です。

道路新設改良費の工事請負費1億5,900万円の内訳でありますけれども、改良舗装工事で9路線、それから、舗装工事で3路線を計上いたしております。以上です。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。4番一條 光君。

4番（一條 光君） 2点お伺いします。

一つ目は、11ページ、被災光ケーブル復旧工事330万円が予算計上されておりますけれども、具体的にこれを御説明いただきたいということと、16ページ、教育費ありますけれども、この中で小学校費、中学校費、いずれも出ているわけですがけれども、学校管理費の中に絡めて質問させていただきますけれども、平成19年度スタートして、3カ月を経過したわけでありませぬ。全国的に給食費の滞納が問題化されてきたわけですがけれども、当町においてどういった実態なのか。平成18年度分について御説明をいただければというふうに思います。

以上、2点お伺いします。

議長（米澤秋男君） 企画財政課長。

企画財政課長（早坂 仁君） 光ケーブルについてお答え申し上げます。

光ケーブルにつきましては、ことし6月8日なんですけれども、下多田川地内で火災がございまして、建物火災なんですけれども、そこが焼失した際にその付近を走っている光ケーブルも被災したということでございます。そのための工事費が330万円ということです。

御存じのとおり、光ケーブルなものですから、ちょっとスパンが長くて、大体1キロぐらい



の距離のものを張りかえるというようなことになるということで、このぐらいの費用になっております。

ただし、この件につきましては、10ページごらんいただきたいと思うんですけども、諸収入の中で町有建物等共済金 495万円とありますけれども、そこから 330万円全額保険が適用されるということになっております。以上でございます。

議長（米澤秋男君） 教育総務課長。

教育総務課長（三嶋秀二郎君） 教育総務課長、お答えします。

給食費の未納につきましては、全国的に大きな話題になっていまして、新聞の報道によりますと、全国的に22億円というような未納が報道されています。

加美町の小・中学校の実態は、詳細な資料はございますが、本日は持ってきていませんが、特に中新田地区につきましては、1校当たり5万円とか、多いところでは年間30万円ぐらいの未納がございまして、全体で100万円を超えているというのが実態でございます。

詳細については、後でお答えしたいなと思っております。

そんな中で、なぜ中新田地区が多いかということ、やはり社会的に困窮、そういった低所得者が結構いると。そういう中で、給食費の未納が発生しているということで、これも督促等、学校で行っておるところでございますが、なかなか難しい問題だなと思っております。

後で資料については御説明したいと思います。

議長（米澤秋男君） 4番。

4番（一條 光君） これは、光ケーブルについては、イントラネットの光ケーブルという認識でいいんですね。はい。

それから、給食費についてでありますけれども、年間100万円。これは、不足分はどうやって対応するのか。この点について伺うんですけども、例えば全体で集めた額でもって、例えば1,000万円集めた給食費にかかるんだとすれば、集めた900万円で本来の1,000万円の賄いをつくろうとするのか。それとも、何らかの町の予算でもってその補てんをしているのか。あるいは、借り入れを起こして、利息をつけて、そして後で何らかの請求をしようとするのか。この点についてお伺いしたいと思っております。

議長（米澤秋男君） 教育総務課長。

教育総務課長（三嶋秀二郎君） 教育総務課長、お答えします。

未納の給食費につきましては、その学校ごとに処理しているわけございまして、要するに、全体的に給食費の単価アップということとはできないわけですから、現在集金した中からお

支払いしていると。材料とか。要するに質が若干落ちていくというような中でやっています。

それから、保護者の学級費の中から学校ではいろいろとやりくりをしているということで、町の補てんというのはございません。

議長（米澤秋男君） 4番。

4番（一條 光君） 若干質が落ちるということを覚悟の上で、きちんと納めた方々でもって納めなかった人の分もつくっていると。食わせているということになるわけですね。

そうしますと、本来これだけの給食費を払っているから、これだけのものが食べさせていただけのんだらうと思っている父兄の方々の期待に反した形で出すということになるわけですね。若干鮮度が落ちたり、あるいは本来準備できるはずのものより小さかったりしてしまうわけですね。わかりやすく言えば、この部分は、ほかの父兄さん方も了解の上でやっているのか。あるいは、知らない中でそうされておるのか。もし、知らない中でされているんだとすれば、システムとして余り望ましくないのではないかなと。

やはり、この点は、ほかの父兄さん方にも周知をさせる。そして、支払いをしていない父兄に対しては、若干はやっぱり負い目を感じていただいて、より納めていただく努力をする。そういう働きかけをするのが担当課として必要だと思いますけれども、教育長、手を挙げていますので、教育長をお願いします。

議長（米澤秋男君） 教育長。

教育長（伊藤善一郎君） 給食費は、学校ごとにまとめてやるわけですし、決して町全体という考え方はとっておりませんし、給食費は給食会計で賄っているはずでございます。

ですから、言ってみれば、栄養士さんの腕次第ということになるだらうと思うんですが、当初予定している内容につきましては、それなりの設計の中で給食は準備されているということございまして、未納者に対する収納の努力というのは、各学校の方でそれぞれに対応してやっております。

できるだけこの辺の内容につきましては、十分に対応でき得るように、私たちの方からも支援していきたいと。声がけしていきたいということでございます。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。7番下山孝雄君。

7番（下山孝雄君） 2点お伺いをいたします。

まずは、補正予算全体にかかわることなんですけれども、3月の予算審査のときに、そのとき審議したんですけれども、財政調整基金まで取り崩して121億円余りの予算を組んだと。それでも星町長は、骨格予算だということをおっしゃったわけなんですけれども、それでは、新

しい町長にゆだねるところがあるということの発言があったわけなんですけれども、そういったとき、どのくらい財源があるかということをお聞きしました。予備費が8,000万円近くあるから、それらを活用すれば10倍の政策的なものができるのではないかというような答弁もいただいたわけなんですけれども、今度の補正については、4億円余り。大体補正の8割以上を町債と繰り入れから充てたような補正予算で、大変財政的に苦慮したような補正予算だなど思っております。

そこで、お伺いしたいのは、新しい町長について、果たしてこの補正でどのくらい自分の政策的なものが出せたのかお伺いをしたいと思います。

それと、もう一つ、15ページにあります北原住宅の整備実施設計業務委託料ですか、北原住宅は、54戸あったわけなんですけれども、50戸分が完成しているわけなんです。大体計画終わりなのかなと思いましたが、こういった委託料も出ております。この内容をお聞かせをいただきたいと思えます。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（佐藤澄男君） 御質問をいただきましたが、骨格予算で編成した当初予算、新しい町長になってどれくらい自分の考え方が予算に盛り込まれているかというような御質問でございます。ここにお示しをした中で、私の本当にやりたい事業というのは、まだ入っておらないというのが実態でございます。

いろいろな関係といいますが、事業の継続性の問題で、急がなければならない事業もあったわけございまして、とりたてて私が補正予算における自分の施策を盛り込むというのは、今回ちょっと物理的にも難しいところがあったというふうに思っております。

本来であれば、もっと自分なりの施策を盛り込みたかったという思いはありますけれども、限られた財源の中でのことございまして、ほとんどこの年度にかかわるものは、これまでの事業の継続によるものにならざるを得なかったということございまして、御理解をいただきたいと思えます。

議長（米澤秋男君） 建設課長。

建設課長（佐々木幸輝君） 北原住宅につきましては、建設工事は済むというか、住宅ですね。工事につきましては、平成18年度で完了しております。

ここに掲載した北原関係の予算につきましては、北原住宅の集会所であります。集会所の実設計に伴う予算であります。以上です。

議長（米澤秋男君） 7番。

7番（下山孝雄君） 町長の考えを伺ったわけであります。何はともあれ、平成19年度の本予算の初めてスタートということになるわけでありますけれども、そういった継続事業をとらざるを得なかったというようなこともありますけれども、やはり、私も最初見てみますと、小学校のプール改修とか、そういったものは、当初で当然入っているべきものだったと思うんですね。また、現場から聞いてみましても、いろいろな事業の関係者から聞いてみましても、やはり一度は本予算でついたんだというようなことをお聞きしたわけなんです、それをちょっと待ってくださいというようなことで、ちょっととめていただけたら、そういった意味では、補正の意味はなさなかったのかなとも思っているわけです。

いずれにしても、9月になれば、財源が必ず2億前後の補正が必ず出てくると思うので、そのとき新しい町長の政策的な考え方をぜひ積極的に取り入れていってもらいたいなと思っております。

このように、私の補正に対する考え方から言えば、やっぱり新しい財源が出たときとか、緊急性があったとき、それから、緊急に優先しなければならないようなこと、あと、今度の場合の町長がかわられたようなことで補正というのは組まれるべきだと思うんですけれども、どうもこの内容を見ますと、初めから本予算に当然入って組むべきだったものもあったのかなというような思いがありますけれども、もしよければ、町長答弁をいただきたいと思います。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（佐藤澄男君） まさしくそのとおりだというふうに思います。小さな予算でありまして、町のいろいろな業者関係があるわけですが、ここで当初予算で3月に決めておけば、すぐもう仕事が回っている状況にあるわけですね。そういったものまで補正まで待たなければならなかったという事情があったにしても、その間における経済的なおくれといえますか、そういうお金の回る時期のずれというものが心配……、実は私も就任する前もそういう心配をしておりましてけれども、できるだけそういうことのないようにということで、早く議会を開いてという思いで、こういう形になったということでございますので、ひとつ御理解をいただきたいと思います。